

日 本 聖 公 会
各教会・伝道所・礼拝堂
教 役 者 各 位

日本聖公会第 61（定期）総会第 20 号修正議案（決議第 21 号）「日本聖公会祈祷書一部
改正の件」（堅信前の陪餐）についての説明、および今後について

礼拝委員会担当主教 主教 加藤博道
礼拝委員会委員長 司祭 吉田雅人

2014 年 5 月 27 日から 29 日まで開催された第 61（定期）総会において、第 1 回の協賛を得た第 20 号修正議案（決議第 21 号）について、議場での説明に基づきながら、一部修正、加筆し、その主旨、また今後に向けてのことを若干ご説明したく存じます。ただちに急激な変化を起こすものではなく、これから時間をかけて必要な事柄を整えていけるように願っていますので、どうぞよろしくお目通しください。今後各教区、教会内でも分かち合うことが出来ますように、「Q&A」等も作成する予定です。ご不明のことは各教区主教にご確認いただければ幸いです。

第 20 号修正議案（決議第 21 号）は以下の通りです。

日本聖公会祈祷書中の『入信の式』の一部を以下のとおり改正することに協賛を求めます。

頁	行	現 行	改 正 案 (修正分)
268	ルブリック 1 行目から 3 行目	わたしたちは、水と聖霊の洗礼によってキリストの死と復活にあずかり、祈りと按手により聖霊によって強められ、神の民として教会の交わりに迎え入れられる。	わたしたちは、水と聖霊の洗礼によってキリストの死と復活にあずかり、 <u>神の民として教会の交わりに迎え入れられる。そして主教による祈りと按手を通して、聖霊により日々強められ、この世に遣わされる。</u> <u>洗礼を受けた者は陪餐することができる。</u>
283	上から 3 行目から 7 行目までのルブリック全部	引き続き堅信式が行われないときは、ここで聖餐式の代祷、懺悔、または平和の挨拶に移る。この式だけを行うとき、献金はここで集め、続いて一同主の祈りを唱え、祝福をもって終わる。その前に代祷その他の祈りをしてもよい。	引き続き <u>堅信</u> が行われないときは、ここで聖餐式の代祷、懺悔、または平和の挨拶に移る。 <u>洗礼</u> だけを行うとき、献金はここで集め、続いて一同主の祈りを唱え、祝福をもって終わる。その前に代祷その他の祈りをしてもよい。
285/ 294	ルブリック 285 頁下から 2 行目以下 294 頁下から 2 行目以下	堅信を受けた者、またその準備を終えて主教から特別の許可を受けた者は、陪餐することができる。	削 除

この問題は決して「堅信を受けなくても陪餐できるようになる」と簡単に言われるべき安易な事柄ではありません。陪餐の意味の変わらぬ大切さと同時に、洗礼の意味の重さ、そして堅信の意味、大切さを共に認識することの上にあるものです。

洗礼によってわたしたちは、「キリストの体」である教会に、神の家族として全面的に受け入れられます。キリストの体に結ばれて神の家族の一員となった人は、子どもでも適切な早い時期から主の食卓に招かれ、加わり、キリストの体と血によって養われ、教会の交わり、聖餐の交わりの中で成長していきます。幼児洗礼の場合には、それだけ両親や教父母、そして教会が、その子をキリストの体の中で見守り、成長させていくという意識を強く持つことがさらに大切になると思います。決して洗礼だけではクリスチャンとして半人前ということではありません。そのことはすでに現在の洗礼式文の「迎え入れ」の中に十分に表現されているように思われます。

「いま洗礼の恵みにあずかった兄弟よ、わたしたちは、あなたがたを神の家族のうちに迎え、キリストにあって一体とされたことを感謝します」「十字架につけられたキリストへの信仰を告白し、その復活を宣言し、ともにキリストの祭司職にあずかる者となりましょう」（祈祷書 282 頁）

堅信は、一定の年齢において（12 歳以上、15、16 歳のイメージ）、主教の按手を通して強められ、教会の宣教の働きへと派遣される、「強めと派遣」、宣教への自覚的な参与の式として重んじられるものです。しかし、その教会の宣教の働きへの強めと派遣が陪餐の条件となるのではなく、陪餐はあくまでもキリストの体の一員、神の家族の一員となる洗礼によって始まるものと考えます。

「陪餐許可と堅信式とを分けること」という勧告は、すでに 1968 年のランベス会議においてなされています。それから半世紀近く、この件は「幼児陪餐」、「小児陪餐」の問題といわれ、多くの海外聖公会でも、あるいは（伝統は異なりますが）ローマ・カトリック教会でも実践されています。一方、日本聖公会は慎重に「堅信を受けたものは陪餐する」という伝統に立ち続けてきました。この伝統は根強いものではありませんが、もともとはローマ・カトリック教会の地域的拡大に伴う洗礼と堅信の分離が発端にあり、さらに 16 世紀の英国宗教改革当時の今日とは異なる教会の状況も関係していると思われます（基本的にキリスト教社会の中で幼児洗礼が中心であったこと、宗教改革当時の陪餐が迷信的になることを恐れた知性重視の傾向等）。現代の礼拝学、ことに「入信の式」に関する諸研究は、もう少し別の可能性のあることを指し示しています。今、「幼児陪餐」、「小児陪餐」という言葉を使いましたが、子どもだけの問題ではないので、主教会では「堅信前の陪餐」という表現を使っています。

決して従来の伝統の意味を軽んじるものではありませんが、一方で、「救いに必要な聖奠は洗礼と聖餐」という、より大きな聖公会の救いの理解との整合性を図る必要があります。

「日本聖公会綱憲」第3：「…其の自ら立て給うた洗礼及び聖餐の二聖奠を行い…」

「日本聖公会法憲」第6条：「信徒は洗礼により聖公会の肢とされたもので教区主教と司祭の司牧の下に教理訓誡を奉じ聖奠に与り聖公会の平安進歩に寄与する」

「教会問答」15：問「キリストがすべての人の救いのために福音のうちに自ら定められた聖奠は何ですか」 答「洗礼と聖餐です」

主教会は2010年以降、「教理・礼拝・組織」調査委員の、とくに教理部門と礼拝部門にこの件を諮問し、双方から今回の議案に示される方向性を基本的には支持する答申を得ました。さらに2012年に、それでは初陪餐の年齢をどう考えるか、堅信の意味をどう考えるかとの再度の諮問をし、堅信については「神の宣教への自覚的な参与」の式であることで大体共通した答申を得、一方、初陪餐の年齢については、それを式文や法規で定めることは難しいとの答申を得ました。英国聖公会では8歳、ローマ・カトリック教会では9歳位という実例があります。そして前回2012年の日本聖公会第59（定期）総会『報告・議案』の主教会報告に特別に一文を付記して、この検討をしていること、また2014年総会には議案を提出したいという一文を載せ、その後礼拝委員会にも研究を委託、主教会でも検討を続けてまいりました。

現行祈祷書の「入信の式」は、成人の洗礼として洗礼—堅信—聖餐が同時に行われることを規範、理想としていると思われまふ。主教がそこにいるということです。主教がその場にいなくすれば、受洗した成人はその時から聖餐の分かち合いに加わり、次の主教巡回等の早い機会に堅信を受けることになるでしょう。もちろん成人の場合は、入信準備は洗礼、堅信＝宣教への派遣、陪餐することなどへの準備となります。幼児洗礼の場合、先程申し上げた理由により、洗礼を受けた子どもは、早い適切な時期から、その教会、親、また教父母の判断によって、神の家族の一員として主の食卓に加わり、一定の年齢に達した後に、準備を経て教会の宣教の派遣としての堅信を受け、その働きに参与していくことになる、というように理解します。

例えば、日本カトリック教会のブックレットで『うれしい はつせいたい 初聖体テキスト』（女子パウロ会）というひらがな主体の本があります。子どもと両親、指導者のために書かれています。「ごせいたいを うけると イエスさまは わたしの心においでに なります。イエスさまは、わたしの 食べものに なります。食べものになって わたしのいのち わたしが いただいた かみさまのいのちを 大きく してください。」とわかりやすく、しかし大切なことが書かれています。また、『堅信への道』（サンパウロ）という本もあります。キリストの弟子となって、この世界の現実の中に働く神の宣教、教会の宣教に加わることについて書かれています。このようなテキストの必要性、信仰教育のさらなる充実が欠かせないと理解しています。

救いに必要なサクラメントは洗礼と聖餐、ということを確認し、実践との整合性を
はかること、主の食卓の交わりの意味を深めていくこと、堅信式を明確に宣教的な派遣
とのつながりにおいて理解すること、そのような方向に向かって、日本聖公会も一歩を
踏み出しましょうという提案であり、今回祈祷書改正として第1回目の協賛を得ました。

いくつかの点を加えて申し上げます。

- 1 今回この議案が可決され、第1回の協賛を得ましたが、各教区、教会において試行
することはしないと主教会では申し合わせました（但し祈祷書には「準備を終えて
主教から特別の許可を受けた者は陪餐できる」との規定は従来からあります）。
- 2 次の定期総会 2016 年において祈祷書改正の2回目の協賛を必要としますが、それ
に合わせて関連法規等の議案を提出し、整備することになります。法規の点では「現
在受聖餐者」をどう位置づけるか等がありますし、統計表の書き方にも関係します。
法規は1回の総会で改正することができます。「他教派から転入する人のための受
け入れ式」も整え、堅信式文もより宣教的な方向に改定されていくことが望ましい
と考えています。
- 3 そこに至る2年間の働きが大切になります。この件に関連しての「Q&A」の作成
や、研修会の実施、また提供できる学びの資料の作成等、この件を日本聖公会の中
で広く共有し、学べるように努めていく必要があります。もちろん関連委員会との
継続的な研究が必要です。
- 4 2年後に再度協賛を得られる場合でも、実施に向けてさらに準備が必要な場合には、
実施の開始時期を余裕をもって延ばすことも出来ると考えます。幼児洗礼を受けて
以来、長く教会から遠ざかっておられる方々への配慮、どのように聖餐の交わりに
招くか等、大切な課題です。
- 5 主教会の「牧会書簡」あるいはガイドラインが必要になろうと思います。

今回はまず以上のことを教役者各位にお伝えいたします。適切な範囲で課題の共有の
ために利用していただいて結構です。さらに今後関係する委員会等と協議し、必要な資
料等を作成、配布してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。丁寧にこの
事柄に向きあっていけますよう、聖霊の祝福と導きを祈ってまいりたいと存じます。

2014年6月11日 使徒聖バルナバ日

以 上